

公益財団法人やわた市民文化事業団役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人やわた市民文化事業団（以下「事業団」という。）定款第14条及び第30条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち事業団を主たる勤務場所とし、週4日以上出務する者をいう。
- (3) 非常勤役員等とは、役員等のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 事業団は、役員等の職務執行の対価として報酬を支給することができる。ただし、職員を兼務する常勤役員にあつては、職員給与を含むものとする。

- 2 非常勤役員等のうち理事長の報酬は月額100,000円とし、所得税を控除後当月21日(当該支給日が銀行休業日に当たるときは、その日の前において銀行休業日でない日)に現金又は銀行振込により支給する。
- 3 前項以外の非常勤役員等の報酬は、1人1回当たり13,200円(4時間未満の場合はその半額)とし、所得税を控除後その都度現金又は銀行振込により支給する。
- 4 常勤役員の報酬は、八幡市からの補助金に基づき、4,000,000円の範囲内で理事長が定める報酬を支給することができる。支給の方法は、月額報酬と期末手当に区分し、公益財団法人やわた市民文化事業団職員の支給方法の例による。
- 5 前3項の規定にかかわらず、八幡市の特別職の職員で常勤のもの及び八幡市の一般職にある役員等に対しては、報酬を支給しない。
- 6 非常勤役員等には、役員賞与を支給しない。
- 7 役員等には、退職慰労金を支給しない。

(費用)

第4条 事業団は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 役員等には、出張に要する旅費（別表第1に定める日当及び宿泊費を含む。）を支給する。

（公表）

第5条 事業団は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（改正）

第6条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

（補則）

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。

附 則（平成26年6月19日）

この規程は、平成26年6月19日から施行する。

附 則（令和2年3月19日）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表第1（第4条関係）

日当（1日につき）	宿泊料（1日につき）
1,300円	
但し、宿泊した場合は、2,600円	14,800円

備考

1 勤務時間外における旅行時間が3時間を超える宿泊を伴わない旅費の場合は、この表の日当の欄の下段の額とする。

2 次の地域への宿泊を伴わない出張の場合は、日当を支給しない。

京都市、宇治市、城陽市、向日市、長岡京市、京田辺市、木津川市、久世郡久御山町、乙訓郡大山崎町、綴喜郡井出町、綴喜郡宇治田原町、相楽郡精華町、枚方市、交野市、寝屋川市、高槻市、門真市、守口市、三島郡島本町